

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

生活保護システムへの情報項目の追加について

( 保健福祉局 )

神保総保第1787号  
平成27年10月2日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

生活保護システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部保護課

生活保護システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【情報項目】

制度個人番号

統合宛名番号

## 生活保護システムへの情報項目の追加について

### 1. 趣旨

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」（以下、「番号法」という。）に基づき、住民票を有するすべての住民に新たな「個人番号」が付番される。この個人番号により、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認ができ、行政機関、地方公共団体等（以下、「行政機関等」という。）の間において当該個人情報照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化、真に手を差し伸べるべき方へ、よりきめ細やかな支援等が期待される。

また、社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報について、申請者が添付書類等を付することなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化され、国民の利便性の向上とともに行政事務の効率化が図られることとなる。

### 2. 概要

個人を特定することとなる個人番号は、「生活保護法」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく、申請の受理、審査及び保護又は支援給付の決定実施にあたって、利用することとなる。なお、個人番号の利用対象となっていない、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護については、日本国民と同等の取扱いとするため、条例を制定する予定である。

また、個人番号を利用することにより、保護又は支援給付の決定実施にあたって行われる行政機関等への調査の時間短縮等の事務効率化が図られる。

一方で、個人番号は保護の要件とはならないため、保護の申請者や受給者が不利益を受けることはなく、従前どおりに保護又は支援給付の決定実施が行われる。

### 3. 必要性和効果

本市生活保護業務における番号制度の実施にあたっては、既存情報に追加して、個人番号、番号制度において一つの機関内で特定の個人を識別するために一人に一つ指定される統合宛名番号を保有することが必要となる。

この個人番号等を保有することで、保護申請者に対する保護の決定実施に必要な調査を円滑に進めるとともに、平成 29 年 7 月から予定されている情報提供ネットワークの運用に伴い、行政機関等に対するより一層の調査業務の効率化が図られる。

#### 4. スケジュール（予定）

- ・平成27年10月 個人番号の通知
- ・平成27年11月 個人番号の利用開始後の想定による運用テスト
- ・平成28年 1月 個人番号の利用開始
- ・平成29年 7月 行政機関や他自治体との情報連携開始

#### 5. 処理件数

約5万件（予定）

#### 6. 個人情報（特定個人情報を含む）の保護

生活保護システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

また、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（重点項目評価）への記載内容どおりに運用が行われているかの確認と必要な改善を行っていく。

##### （1）システム上の保護

ア 端末機の操作にあたっては、職員証とパスワードによる個人認証を行い、操作履歴を記録する。

イ 個人情報（特定個人情報を含む）に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置するサーバで一括管理する。

ウ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止することともに、コンピュータウィルス対策ソフトウェアが導入された端末機を利用することにより、常に最新のウィルス定義ファイルに更新し、コンピュータウィルス等に感染することを防止する。

##### （2）運用上の保護

ア サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。

イ 端末機操作において、パスワードは定期的に変更するとともに、操作状況を記録する。

ウ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダー処理などの方法により、記録内容を復元できない状態にして破棄する。

エ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理や溶融処理などの方法により、確実に速やかに破棄する。

オ 個人情報（特定個人情報を含む）の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報（特定個人情報を含む）

の適正管理についての点検を行う。

カ 外部委託にあたっては、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に加えて「特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」に基づき、個人情報（特定個人情報を含む）の保護について厳格に監理する。

別図

生活保護システムへの情報項目の追加について

